

享徳の乱と応化・文明の乱：両乱における 政治的対立構造についての考察

和氣, 俊行 / WAKI, Toshiyuki

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

62

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

62

(発行年 / Year)

2004-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011501>

享徳の乱と応仁・文明の乱

——両乱における政治的対立構造についての考察——

和氣俊行

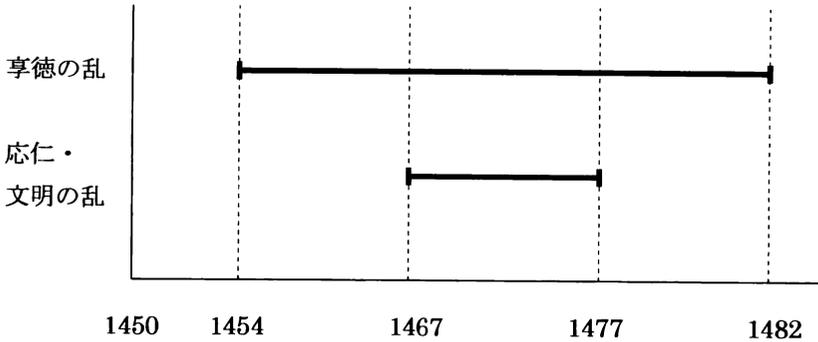
はじめに

中世後期の日本は足利氏を首班とする武家政権により統治されていた。しかし一五世紀中頃に東国と西国においてほぼ同時期に勃発した「享徳の乱」・「応仁・文明の乱」という二つの内乱により、それまでの支配秩序は急速に瓦解していくことになる（次頁「享徳の乱および応仁・文明の乱期間対照図」参照）。

享徳の乱とは、享徳三年（一四五三）一二月に、鎌倉において時の関東管領上杉憲忠が関東公方足利成氏に謀殺されたことにより勃発した、公方成氏方と関東管領上杉方との数十年におよぶ武力抗争を指す。京都の幕府が上杉方を支持したため、成氏対幕府・関東管領上杉氏との対立にま

で発展したが、文明九年（一四七七）にまず成氏と上杉氏との間に和睦が成立し、次いで文明一四年（一四八二）に成氏と幕府との間に和睦が成立することにより乱は終結した。乱中、成氏は京都の改元に従わず、乱開始時の年号である「享徳」年号を一貫して使用し続けたことにより、この乱は「享徳の乱」と呼ばれる¹⁾。

一方応仁・文明の乱とは、京都の幕閣内部において寛正年間（一四六〇～一四六五）頃から派閥形成が進行し、とりわけ細川勝元と山名宗全とをそれぞれの首領とする両派の対立が顕著となり、応仁元年（一四六七）正月の山名派の畠山義就と細川派の畠山政長による京都の上御霊社（現京都市上京区）での戦いに始まる武力抗争を指す。陣の位置から細川派が東軍、山名派が西軍と称され、京の都を主



【享徳の乱および応仁・文明の乱期間対照図】

戦場として両派の戦闘が行われた。文明五年（一四七三）に両派の首領たる細川勝元・山名宗全がほぼ同時期に死去したが、乱自体は文明九年（一四七七）頃まで継続した。ちなみに東軍が後土御門天皇・將軍足利義政を自派に抱き込み幕府としての体裁を整えたのに対し、対する西軍は後南朝の小倉宮皇子（名称不詳）を天皇に、義政の弟義視を將軍にそれぞれ擬して東軍に対抗したので、東軍が「東幕府」、西軍が

「西幕府」と称される。

この両乱を、特に政治情勢という視点から有機的に結合させたのが、家永遵嗣『室町幕府將軍権力の研究』（第二部以下）である。氏の研究により、両乱はそれぞれ東国・西国の個別の歴史的事象ではなく、両地域における当該期の政治情勢が互いの地域の動乱の情勢推移に多大の影響を及ぼしていたという視点がより強調されたのである。しかし、氏の主たる関心は「室町幕府將軍権力」の解明にあり、そのため的手段としての両乱期における歴史的事象の考察であった。よって両乱における各政治勢力の対立・提携構造の理解に主眼をおいた考察の余地は未だ残されているものと思われる。

そこで、本稿では、家永氏の成果に基づきつつも、両乱における各政治勢力間の対立・提携構造の理解に主眼をおき考察する。具体的には、まず当該期の東国における関東公方の政治的位置の確認をし（関東公方Ⅱ「天子ノ御代官」、次いで応仁・文明の乱により成立した東西両幕府と関東公方との対立・提携関係をみていく。その際、東国における享徳の乱の一方の首謀者である足利成氏と、それと提携した西幕府に擁立された後南朝勢力との関係、および足利成氏の娘と西幕府の有力大名六角高頼との婚姻関係成

立の可能性・意義などをあわせて考察し、関東公方足利成氏と西幕府との提携関係に特に注目していくことにする。

一 両乱における各政治勢力の対立・提携の構造

ここでは、両乱における各政治勢力間の対立・提携構造の確認を目的とする。まずは時代の古い順に享徳の乱からみていこう。

1 関東公方「天子ノ御代官」

前述のごとく、享徳の乱は享徳三年一二月に時の関東公方足利成氏が、関東管領上杉憲忠を謀殺したことにより始まる。しかしその前提には、永享一年（一四三九）に成氏の父である先代の関東公方足利持氏が、幕府と当時の関東管領上杉憲実（憲忠の父）に敗北し自殺させられた、いわゆる永享の乱がある。この乱により一度は廃された関東府であったが、文安年間（一四四〇～四九）には新公方に成氏を、新管領に上杉憲忠を擁立し関東府は再興されることとなる。ただしそれは永享の乱以来の関東公方近臣層および北関東の伝統的豪族層と、関東管領を中心とした上杉氏勢力との対立を内に秘めた再興であり、いつ両派の武力抗争が起こってもおかしくはなかった。事実、再興後間

もない宝徳二年（一四五〇）二月には鎌倉近辺の江の島（現神奈川県藤沢市）において両勢力の間で武力抗争が発生しており（江の島合戦）⁷、この時は幕府の調停により事なきを得たが、両勢力の対立が決定的となるのは時間の問題であった。

このような中、成氏は、父祖以来の京都の幕府將軍に對抗する姿勢を明確に打ち出し、まずは関東公方と京都の將軍とは身分的に対等であるということをイデオロギー的に主張しようとしたのであった。それが享徳三年（一四五四）の成立とされる関東府の故実書『殿中以下年中行事』⁸の中にある「京都鎌倉ノ御両殿ハ天子ノ為御代官。諸侍忠否之淺深を糺。可有御政務職ニテマシマス間」（傍線は筆者による）という著名な一文である。この一文の特に傍線の意味は「京都の將軍と関東公方は共に天皇の代官である」となり、両者に上下関係は成立せず、ただ天皇の代官⁹として「天子ノ御代官」として同等であるということになる。

ここでいう「天子ノ御代官」とは「天皇の代行として日本国を統治するもの」というような意味合いであろう。すなわち越後・信濃・駿河以西は京都の將軍が、関東一〇国および陸奥・出羽の両国は関東公方が、それぞれ天皇の代官として統治権を行使していたということを成氏は主張した

のである。

乱自体は開始当初に成氏が戦略的措置から下総国古河（現茨城県古河市）へ移座して以降、武蔵国を中心に両軍の戦闘が継続した。そして長祿年間（一四五七～五九）には上杉方が武蔵国五十子（現埼玉県本庄市）に対成氏戦の本陣を成立させるに至り、次第に戦線は膠着していく。

享徳の乱勃発時には①のような対立関係が成立していた。

① 関東公方成氏 対 関東管領上杉氏

しかし、すぐさま幕府が上杉氏指示を表明し、対立関係は②のように発展する。もはや、関東府内部での抗争ではなくなってくる。

② 関東公方成氏 対 幕府・関東管領上杉氏

ところが幕府は上杉氏支持を明瞭化するだけでなく、成氏の息の根を止めるためのさらなる一策として、享徳四年三月末という乱勃発後の早い段階で朝廷に奏請し、後花園天皇から成氏追討の御旗を得ることに成功したのである。⁽²⁾ 成氏討伐軍は天皇から錦御旗を賜り（後に治罰の綸旨も賜る）関東に下向した。ここまでの幕府の対応は、前回の永

享の乱の故事に倣ったものであった。⁽⁸⁾

朝敵化は成氏にとつては重大時であった。なぜならば、すでに前述のごとく、成氏は自己の身分たる関東公方を「天子ノ御代官」として位置付けていたにもかかわらず、自己の権力の源泉たる天皇に、追討綸旨によつて朝敵のレッテルを貼られてしまったのである。朝敵化は、すなわち成氏の「天子ノ御代官」としての地位の完全否定に直結する。ここに成氏は自己の権力の正当性を完全に消失してしまうことになったのである。

さらに幕府は成氏の存在を完全に否定し去るが如き策に出た。享徳の乱開始早々に成氏の朝敵化に成功したものの、成氏討伐の成果は上がらず、遂には長祿元年（一四五七）に京都から將軍の弟政知を東国に下向させ新しい関東公方に就任させたのであった⁽⁹⁾。

③ 成氏 対 幕府・関東公方足利政知・関東管領上杉氏

これにより成氏は幕府側との融和の道を完全に閉ざされたのであった。しかし成氏にとつて幸運な事には、この頃京都の幕府において幕閣内部の対立が激化し、応仁・文明の乱が勃発したことであった。次項では享徳の乱により生じた関東府内部における政治的対立構造が解消せぬまま

に、京都において応仁・文明の乱が始まったことにより、幕府・関東府におけるそれがどのように変化していったのかをみていくことにする。

2 東西両幕府の成立と成氏の対応

応仁・文明の乱に至るまでの幕府内部における有力大名や將軍近臣らの政治的対立構造は非常に錯綜しており、本稿においてそのすべてに言及することは蛇足的であり、また紙面の都合もあるので不可能である。よって乱以前の幕閣内部における政治的対立構造に関しては、ここではふれず、応仁・文明の乱勃発時の対立構造からみていくことにする。とはいえ、必要に応じて乱勃発以前のことについてもふれる。

さて、応仁・文明の乱は応仁元年正月の畠山義就（山名派）と畠山政長（細川派）による京都の上御霊社の戦いから端を発したことはすでに述べた。乱発生時には、細川勝元を首謀とする東軍には斯波義敏・畠山政長・赤松政則・京極持清・武田信賢らが、山名宗全を首謀とする西軍には斯波義廉・畠山義就・一色義直・土岐成頼・六角高頼らの諸大名がそれぞれ参戦していた。乱当初、東軍が後花園上皇・後土御門天皇と將軍義政およびその嫡子義尚、義政弟

義視らの身柄を確保し幕府としての体裁を整えたことにより、戦闘は東軍優勢に展開した。これに対し八月に周防・長門両国を本国とする大名大内政弘が海路上洛し西軍に合流すると、事態は一変し西軍優勢となる。しかし肝心の天皇・將軍はすでに東軍側に掌握されており、西軍は軍事面でこそ優位に立ったものの、権力としての正当性では依然東軍に譲歩せざるを得なかったのである。

ここにおいて西軍も東軍への対抗上、幕府としての体裁を整えるために、自軍に天皇と將軍を迎え入れる必要性が生じたのである。まず將軍候補に関しては、現將軍義政の弟義視が擁立された。義視は、乱発生以前には、退任・出家を遂げたいという義政の希望のために、僧から還俗して「義視」と名乗り義政の後継將軍候補と目されていたが、義政に実子義尚が誕生したため將軍後継としての地位は宙に浮き、その後も事の成り行き上、義政父子とともに東軍の庇護下にあった人物である。しかし応仁元年八月に突如伊勢国に下向、翌年九月に上洛し一旦義政と合流するも、一月には西軍に身を投じることとなる。

すなわち、応仁二年（一四六八）一月の時点で、形式的ではあるが、まず次の④のような政治的対立関係が成立したのである。

④	天皇	將軍	管領	諸大名
	〔東軍〕後土御門天皇	足利義政	細川勝元	斯波義敏ほか
	〔西軍〕不在	足利義規	斯波義廉	山名宗全ほか

これにより西軍は、天皇たる存在が不在ながらも、自軍に「將軍」たる義規を向かえ、より幕府機構としての体裁を整えるに至った。⁽¹⁾ここに東軍⇨東幕府、西軍⇨西幕府という二つの幕府が対立・並存する状況が現出したのである。実際に公卿や幕府の奉行人なども東西両幕府いずれかに出仕するようになり、対立・並存は決定的となっていた。さらに、この後、文明三年（一四七一）閏八月には西幕府の中心人物山名宗全主導のもと南朝の末裔（以下「後南朝」と称す）小倉宮の皇子を奉戴することになり、⁽²⁾ついに西幕府は天皇をも独自に擁立することとなったのである。⁽⁵⁾

⑤	天皇	將軍	管領	諸大名
	〔東幕府〕後土御門天皇	足利義政	細川勝元	斯波義敏ほか
	〔西幕府〕小倉宮皇子	足利義規	斯波義廉	山名宗全ほか

ただし西幕府による後南朝末裔の擁立は文明五年（一四七三）三月の宗全の死去により終了するため、わずか二年

にも満たない非常に短い期間のことであった。しかし東西幕府の対立・並存状況はこの後も継続していく。そして応仁・文明の乱自体は、文明五年に両幕府の首謀者たる山名宗全と細川勝元が相次いで死去するも戦闘状態は継続し、最終的には文明九年（一四七七）に西幕府の畠山義就・大内政弘らが自己の領国に下向するにおよび、西幕府は瓦解し乱の終結となる。

ここで、視点を変えて、次に東国の享徳の乱における政治的対立構造に応仁・文明の乱が与えた影響を、主に足利成氏の東西両幕府への政治的対応という形でみていこう。前述のごとく、享徳の乱が東国において依然継続したまま、畿内・西国において応仁・文明の乱が勃発しているのである（期間対照図参照）。後者の勃発およびそれにより生じた政治的対立関係が、前者のそれに影響を与えないわけはなかったのである。

長祿元年に將軍義政の弟政知が新関東公方として下向したことにより、成氏の権力的正当性は幕府に完全に否定されるに至ったことはすでに前述した。長祿年間以降の享徳の乱における対立構造は③のようになる。ここで今一度③を示そう。

③ 成氏 対 幕府・関東公方足利政知・関東管領上杉氏

関東管領上杉氏側は、新公方を迎えて形式的には関東府体制を再興させることに成功する。すなわち、朝敵化され、全く権力的正当性を有さない成氏が、ここに「幕府―新関東府体制」という全国政権的な体裁を整えた政治権力を相手に戦うこととなったのである。おそらくこの段階では成氏の没落は確実視されていたものと思われる。しかし幕府・上杉氏側がこのような対成氏戦におけるほぼ完璧な政治体制を構築したにもかかわらず、実際は公方政知の伊豆滞留にみられるごとく、新関東府内部におけるイニシアチブをめぐって新公方政知と関東管領上杉氏との間はいまはくはいかななかった。結果、成氏討伐の実は上がらず、なおその命脈を保たせることとなるのである。

このように幕府・上杉氏側が時間を浪費している間に、幕府の御膝元である京都において応仁・文明の乱が勃発したのである。同乱勃発は成氏にとってまたとない好機到来となった。

享徳の乱勃発時から、成氏側は武力抗争を行う傍ら、常に京都との和陸交渉の機会をうかがっていたことは周知の事実である。⁽¹⁴⁾しかし幕府・上杉氏側はそのような成氏の和

陸交渉にも全く応じる気配も見せずに対成氏強硬策をひたすら展開していったことはすでに前述した。ところが、応仁・文明の乱が勃発するにおよび、成氏のあらたな和陸交渉の相手として「西幕府」という存在が現れたのである。実は、佐藤・家永両氏の研究により、⁽¹⁵⁾ 応仁・文明の乱開始直後の応仁二年（一四六八）頃に、成氏と西幕府とが和陸を結んでいる事実が明らかにされている（「応仁の都鄙和睦」）。それは次の史料一・二によって知られる。

【史料一】

連々依被仰上都鄙御和睦之儀、申沙汰候由、義廉并高山・山名書状到来候、御大慶至候、此刻速可有御調義候、出陣之用意可然候、委曲被仰含使節候、恐々謹言

卯月十一日

成氏在判

岩松左京亮殿

〔『正文書』⁽¹⁶⁾〕

【史料二】

^(後等) 〔応仁二年潤十月二日到来、御使佐々木近江守、於天命陣〕

就都鄙御合体可励忠節由、自京都被成御教書候、此度属本意候様弥兵義等能々可相談候、謹言

閏十月朔日

成氏（花押）

那須越後守殿

〔那須文書〕

史料一・二はともに応仁二年のものと比定されているもので、史料一傍線部の「義廉并畠山・山名」が、それぞれ「義廉」は斯波義廉、「畠山」は畠山義就、「山名」は山名宗全に比定される。これらの人物が西幕府の主要構成員であることは言うまでもなからう。そして史料二では応仁二年閏一〇月以前の段階で「都鄙御合体」が行われたことを示唆している（「都」≡京都の幕府、「鄙」≡関東府）。この「都鄙御合体」の相手は史料一をふまえれば西幕府ということになるのである。この応仁の都鄙和睦により、次に示す⑥のような全国的な政治的対立構造が現出したのである。

⑥ 東幕府—新関東府（関東公方政知・関東管領上杉氏）体制

対

西幕府—旧関東府（古河公方成氏の政權）体制¹⁸⁾

成氏は、相対的にはあるが、京都の幕府（西幕府）と和睦して自己の権力的正当性の一定の回復を得ることに成功したのである。また、史料二の到来の翌月には、西幕府は足利義視を将軍に擬して擁立し幕府としての体裁を整えており、今回の和睦は西幕府にとつても全国政權としての

体裁を整える絶好の機会であったのである。ただし成氏側としては、この和睦だけでは自己の権力の正当性を完全に回復するには不足であった。なぜならば、前述のごとく成氏は関東公方たる自己の地位を故実書である『殿中以下年中行事』内で「天子ノ御代官」≡天皇の代官として位置づけていたためである。幕府（西幕府）とは形式的・相対的ではあったにせよ和睦という形にこぎつけたものの、治罰論旨で朝敵とされた成氏が関東における「天子ノ御代官」たる自己の地位を回復するためには、天皇からの勅免を受けなければならなかったのである。その点、依然として現天皇は西幕府と対立する東幕府側に押さえられており、応仁の都鄙和睦の段階では西幕府には天皇たる存在はいなかった。東西両幕府の対立—抗争の止揚が現実的ではなかった以上、西幕府にとつても、成氏にとつても自派における「天皇」的権威が必要となることは時間の問題であったのである。そして、これもすでに前述したが、西幕府は文明三年閏八月に、山名宗全主導のもと後南朝小倉宮皇子を奉戴することになるのである。¹⁹⁾

ここに成氏は享徳の乱開始時に朝敵化されて以降、はじめて「天皇」による勅免の可能性が生まれたのである。実際、この時に成氏が「天皇」小倉宮皇子に、例えば論旨の

発給などの形で勅免されたかどうかは史料が残されていないので定かではない。が、おそらくは成氏は「朝敵」というレッテルははずされたと主張したものと思われる。西幕府による小倉宮皇子奉戴は、次に示す⑦のような政治的対立構造を現出させたのである。

⑦ 天皇 将軍 関東公方 関東管領
東幕府後土御門天皇 足利義政——関東府(足利政知 上杉顕定)
対

西幕府(小倉宮皇子 足利義規)——関東府(足利成氏)

(20)

享徳の乱、応仁・文明の乱を通して、文明三年の段階で、ついに天皇の正当性をも争うレベルでの対立構造が成立することになったのである。それはあたかも南北朝時代に逆戻りするかのとき現象であった。ただし、西幕府の小倉宮皇子奉戴は文明五年には終焉を迎えてしまい、東西両天皇が対立する状況は短期間にて終焉を迎えてしまう。しかし、成氏にとつては積年の政治的課題であった脱「朝敵」化に成功し、自己の地位の正当性の一定の回復に繋がったであろうし、西幕府もこれ以後成氏政権を正当な権力として位置付けて提携することが可能となったのである。西幕府による後南朝小倉宮皇子の奉戴は、形式上のも

のだけでなく、優れて政治的・戦略的な対応であったと評価されるべきであろう。

さて、ここで一つの疑問が生じる。成氏は享徳四年に朝敵化されて以降、その克服を最大の政治課題としていたが、今まで見てきたようにそれは文明三年の段階でようやく実現する(東幕府の擁する後土御門天皇からの勅免はなく、相対的なものではある)。しかし享徳の乱当初こそ軍事的に優勢であったにせよ、朝敵化の克服は成氏にとつて急務の問題であったはずである。はたして文明三年の段階に至るまで後南朝と成氏側との接触の可能性は全くなかったであろうか。次章以降でみていくことにしよう。

二 享徳四年段階における足利成氏と後南朝勢力との提携の可能性

本章では、主に足利成氏と後南朝との接触の可能性が、时期的に何時頃まで遡れるかを中心にみていくことにする。その際、後南朝に関する歴史的事項については森茂暁氏の研究⁽²¹⁾に多くを拠った。

そもそも「後南朝」とは、明德三年(元中九年、一三二二年)の南北朝の合体以後の旧南朝勢力を指す言葉である。南北合体後、幕府は合体時の条件の一つである皇位の

南北朝からの迭立化を完全に反故にしていまい、北朝のみに皇位継承を認めたのであった。これに対し旧南朝は後南朝勢力は、事あるごとに反北朝・反幕的行動をとっていった。例えば伊勢国司北畠満雅の蜂起、永享の乱に至るまでの足利持氏の反幕行動、大覚寺義昭逐電事件、嘉吉の乱など、ここではこれらについての詳細は述べないが、反幕行動には必ず後南朝の影がつきまといつていた。

そして嘉吉三年（一四四三）九月には鎌倉期の後鳥羽天皇の皇胤と称する源尊秀なる人物を首謀とする集団が南朝皇胤を担ぎ出し、時の後花園天皇の内裏を襲撃して神璽が奪われるという事件が発生した（「禁闕の変」）。これは嘉吉元年六月に時の將軍足利義教が赤松氏により謀殺された事件（嘉吉の乱）や同三年七月の幼將軍義勝の死去などの幕政の混乱に乗じ、後南朝勢力が内裏襲撃という直接行動をとったのである。禁闕の変の後、神璽奪取に勢いづいたのか、文安年間（一四四四―四九）には紀伊国で後南朝の蜂起が相次いでいる。²²

さて、京都および畿内周辺において後南朝の動きが活発化し始めた頃、東国では永享の乱により自殺に追い込まれた関東公方足利持氏の子息成氏を新関東公方に据えて、文安年間には関東府体制が再興されていた。この後公方成氏

は父の仇である関東管領上杉氏勢力との対立を次第に深め、享徳三年の一二月には成氏派による関東管領上杉憲忠謀殺により享徳の乱が勃発する。そして翌年三月末には後花園天皇から幕府の成氏討伐軍に御旗が下賜され、「天子ノ御代官」たることを自認して東国を統治しようとしていた成氏の朝敵化が決定的となった。ここから成氏の脱「朝敵」への道の模索が始まる。ところが京都の幕府は成氏からの和陸交渉を無視し、新関東公方として將軍義政の御連枝政知を下向させており、この段階において成氏の関東公方復帰への道は完全に閉ざされていた、と、ここまではすでに前述した通りである。成氏方は享徳の乱の開始当初こそ先制攻撃が功を奏し戦局は成氏方優位に進んでいたが、自己の地位に権力的正当性が全くない状態ではいつ情勢が覆されても不思議ではなかった。

筆者は、このような状況下におかれていた成氏およびその支持者たちが、京都の天皇との和睦の道が幕府によって完全に阻まれてしまった以上、それとは別の権力的正当性回復への道を模索した可能性が高いと思うのである。事実、享徳の乱開始初期に、京都や熊野において、成氏の動きに呼応するかのごとき南朝皇胤の動きが活発化している。次に、やはり森氏の成果に拠りながらそれらを見てい

こう。

まず、享徳四年二月末に、相国寺慶雲院主で、南朝皇胤である梵勝威主とその舎弟梵仲侍者の兄弟が突如逐電して行方をくらませている事実がある。²³⁾

梵勝・梵仲の兄弟は旧南朝系玉川宮（長慶天皇の皇子）の末孫である。森氏によれば玉川宮の系統は室町幕府体制に順応的であったので、梵勝・梵仲兄弟も同様の政治的姿勢であったということである。そして兄弟の逐電劇の理由については、この当時「幕府を取り巻く政治・社会状況が南方の蜂起を誘うような不安定な時期にさしかかった」とし、あわせて兄弟の年齢が少なくとも青年期には達していたであろうことをも考慮して、二人に何らかの危機的状況が生じたためと推定している。

筆者は森氏の見解に全く賛同するものであるが、ただ、梵勝・梵仲兄弟が逐電した時期が重要であると考える。森氏は、兄弟の逐電時、幕府を取り巻く状況が「不安定な時期」であったとのみ指摘されているが、より具体的には享徳の乱こそが幕府に「不安定な時期」をもたらしたものであると考えられる。享徳三年一二月に始まった動乱は、年を越して戦鬪が拡大し混乱の度をより深めていた。逐電時の同四年二月末と言えば追討軍の下向直前であり、幕府内

部は成氏討伐への対応に追われていたはずである。あえて憶測を重ねるならば、享徳の乱に呼応しての逐電ということも考えられないことはないのではないだろうか。しかし、梵勝・梵仲兄弟の逐電の理由を史料的に確認することができない以上、これ以上の詮索は不可能である。

では次に後南朝文書として周知のものである「忠義王文書」をみてみよう。この文書については古くは村田正志氏の研究があり、²⁵⁾ 三点の忠義王の署判を持つ文書が知られている。村田氏の研究によれば、忠義王とは南朝の皇胤であり、兄弟であつて兄は大和国北山郷（現奈良県上北山・下北山村）に在住し「北山宮自天王」と称し、弟宮はやはりその在所から「河野宮忠義王」と称したという。実は「河野宮」は実在の人物であると考えられている。すでに前述した、禁闕の変において後南朝方に奪われた神璽を、嘉吉の乱により滅亡した赤松家旧臣が神璽奪還を条件として幕府に御家再興を願った際のものである文明一〇年（一四七八）八月の上月満吉・堀秀世連署南方御退治条々に「一宮者、吉野奥北山御座、二宮者、同河野郷」とあり、この二宮は河野宮であるとされている。すなわち二宮は河野宮に忠義王ということになるが、現段階では確定には至っていない。

問題は、実在した可能性のある後南朝皇胤の忠義王が発給したとされる文書が三点ほど残されており、そのうちの二点は「乙亥」の干支を持つていということである。乙亥は忠義王の活動期間から考えて享徳四年に比定される。なかでも「乙亥」干支を持つ文書のうちの一通は、次に示すような軍勢催促状であった。

【史料三】

忠義（花押）

色河郷、即

先皇由緒之地也、其龍孫鳳輦、已幸大河内之行宮也、早參錦幡下、可致軍功、然者可有恩賞者也、

天氣之趣如此矣

乙亥八月六日

色河郷惣中

〔色河郷文書〕

現在、森氏も指摘されるがごとく、史料三ほか二点の忠義王発給文書は、なお検討の余地が残されていると考えられている。筆者も史料三をはじめとする忠義王発給文書三点が正文であると考えているわけではない。ただ、少なくとも史料三にみられるような享徳四年の段階に軍勢催促をしていた可能性を考えることは許されないだろうか。もし

そのような事実があった場合、筆者はやはり享徳の乱との関連性を考えるのである。先に見た梵勝・梵仲兄弟の場合、その事実を伝える史料こそ良質なものの、兄弟の逐電の理由が定かではなく、享徳の乱との関連性を推定するのは難しい。しかし忠義王の事例の場合、事実を伝える史料の信憑性にこそ問題があるものの、ではなぜ乙亥なのか、軍勢催促状であらねばならないのかということを考えてきたとき、たとえ偽文書であったとしても、それらの事項はある程度の歴史的事実を反映するものであったとは考えられないであろうか。そのように考えた場合、時期的に見て、享徳の乱における成氏の反幕行動の情報が何らかの形で後南朝勢力に伝わり、ほぼ同時期に活動を起こしたものと考えられる余地ができるのである。これ以上の関連史料が皆無なので、忠義王の事例が享徳の乱に呼応しての後南朝蜂起であったとまでは言い切れない。しかし、少なくとも前章で見てきたごとく、自己の地位を「天子ノ御代官」と規定していた成氏が、享徳の乱を起こしたことにより天子の代官たる地位を幕府により完全否定されてしまった以上、成氏が後南朝との提携・奉戴ということを考えなかったという可能性はむしろ低いのではないだろうか。

また後南朝側も享徳の乱以前から反幕府的蜂起が発生す

るたびに、これに呼応していたことは既に前述した。しかも先年の神璽奪取により、多少なりとも皇位奪還への士気は高まっていたはずである。状況的には享徳の乱勃発直後に両者の提携が行われても少しも不思議ではなかったのである。事実、後年には、成氏と和睦した西幕府が後南朝の小倉宮皇子を奉戴したことにより、成氏も間接的にはあるが小倉宮皇子奉戴という立場に立つのであるから。

以上、推論を重ねてしまったが、本章では享徳の乱勃発直後に足利成氏と後南朝との提携の可能性があったことを指摘した。本章では再び視点を変えて、従来ほとんど注目されてこなかった足利成氏の娘と応仁・文明の乱当時の近江源氏佐々木六角氏の当主六角高頼との間に婚姻関係が成立した可能性について検討してみることにする。

三 足利成氏娘と六角高頼との婚姻成立の可能性

ここでは足利成氏の娘が六角高頼（亀寿丸・行高、以後「高頼」に表記を統一）に嫁いだ可能性を指摘し、それが事実であった場合、どのような歴史的意義を持つてくるのかを考えてみることにする。

まずは両者の婚姻関係を記載する史料を紹介しよう。それは『古河公方系図』と称される『統群書類従』所収の関

享徳の乱と応仁・文明の乱（和氣）

東足利氏の系図である。これは承応二年（一六五三）頃までには成立していたとされ、内容は関東足利氏初代足利基氏から始まり関東公方歴代を経て近世の喜連川氏にまで至る、一般に近世水戸藩の史臣丸山可澄の編とされる『諸家系図纂』からの抜粋であると考えられているものである。実はこの系図の成氏女子の一人に「佐々木六角大膳大夫源高頼妻」と付記されているのである。

このような記載は関東足利氏に関する主な系図類³⁰には見られず、『古河公方系図』のみに見られる記載である。それに加え、同系図自体が一七世紀中頃の作と推定されているためもあり、従来「佐々木六角大膳大夫源高頼妻」という記載についてはほとんど取り上げられてはこなかった。確かにこの件に関する記載は同系図にしかないもので、その信憑性たるや非常に細かいものがある。

しかし、これまでみてきたように、享徳の乱と応仁・文明の乱を通して、足利成氏と西幕府とが和睦し提携関係を結んだことはすでに周知の歴史的事実である。また六角高頼が西幕府の主要構成員の一人であったことも周知の如くである。両者が姻戚関係を結ぶということは、成氏主導の関東府と西幕府との提携関係の強化に繋がるのである。以下、成氏娘と高頼の間に婚姻関係が成立していた可能性を

探るとともに、その時期、その意義、および六角氏権力に与えた影響などを考えてみることにする。

まず時期であるが、成氏と高頼とが姻戚関係を結ぶ必然性がある時期として最もふさわしいのは、やはり応仁の都鄙和陸前後のことであると思われる。ただしその場合の両者の年齢的な問題はどうか。成氏の場合、明応六年（一四九七）に六四歳で没している。⁽³²⁾ おそらく没年は間違いないが、没年時の年齢は正確ではないとしても、ほぼ六〇歳代の前半であったと考えていいものと思う。このように考えると成氏の生年は永享年間（一四二九～一四四〇）頃のことと推定でき、応仁二年（一四六八）の都鄙和陸時には三〇歳前後の壮年期に達していたものと考えられる。三〇歳前後ならば他家へ嫁がせるべき娘がいてもおかしくはない年齢であろう（しかし、幼年期と考えられ、婚姻の約束こそ成立可能なものの、実際の婚礼は後年のこととなる）。

一方の六角高頼はどうであろうか。高頼の場合、没年は永正一七年（一五二〇）の一〇月とされているが、その生年および没年時の年齢は不明である。ただし、高頼は康正二年（一四五六）に父久頼が自殺後、すぐに六角氏家督として活動しており（この頃は幼名の「亀寿丸」であった）、

また文明四年（一四七二）頃に元服したとされているので、⁽³⁴⁾ 年齢的には成氏の娘と高頼との間に婚姻関係が成立したとしてもおかしくはない。

では、両者が姻戚関係を結ぶ必然性はあったのであろうか。それは、繰り返しになるが、成氏は、現天皇を自派に抱え込み、さらに自分に代わる新関東公方を立てた「東幕府—新関東府体制」と対抗するために西幕府との和陸・提携は必須であったし、西幕府としても東幕府への対抗上、全国政権としての体裁を整えるために成氏との和陸・提携は必要不可欠な対応であった。そして六角高頼は西幕府の有力武将である。すなわち両者の間に姻戚関係が成立するということは、成氏権力（関東府）と西幕府との提携を人的関係においてより強固に補足するという効能が期待されるのである。

しかし、それにしてもなぜ成氏が姻戚関係を結ぶ対象が六角氏であるのか、という疑問が残る。

六角氏は近江源氏佐々木氏の嫡流で、源頼朝が鎌倉幕府を開いて以来の名家である。ところが南北朝期には同族の京極高氏（佐々木導誉）が室町幕府創立に功があり、佐々木氏の惣領職および近江国守護職を一時期これに奪われていた。また京極氏は幕府の侍所所司に任じられる四職の家

柄とされ、幕府内において重用されたことは周知の事実である。⁽³⁵⁾室町幕府体制における六角氏の政治的位置は決して高いものではなかったのである。

そこで、一つの可能性として、筆者は六角氏の領国が近江国であったことが、成氏との姻戚関係の成立において重要な要素であったということを指摘したい。

すでに家永氏により指摘されているが、『大乘院寺社雜事記』の文明五年(一四七三)一〇月一日条にある、当時西幕府の有力武将であった美濃国守護代斎藤妙椿の書状⁽³⁶⁾の要約文とされるものの中に「又白鎌倉御兄弟方持是院事御憑子細在之、京方鎌倉殿同御憑云々」というくだりがあり、後に鎌倉鶴岡若宮別当「雪ノ下殿」となって成氏権力の一翼を担った定尊・尊敏である。また「京方鎌倉殿」とは東幕府系の関東公方足利政知である。すなわち、この一文は、主家の土岐氏を凌ぎ、応仁・文明の乱当時、美濃国周辺の地域で一大勢力を構築していた斎藤妙椿に対し、成氏・政知双方から「御憑」＝支援要請があったと解釈できるのである。東国で対立する成氏・政知両者にとって、妙椿は実際に支援を「御憑」むべき存在であったのである。また妙椿と六角高頼とが同盟関係にあったことも知られ

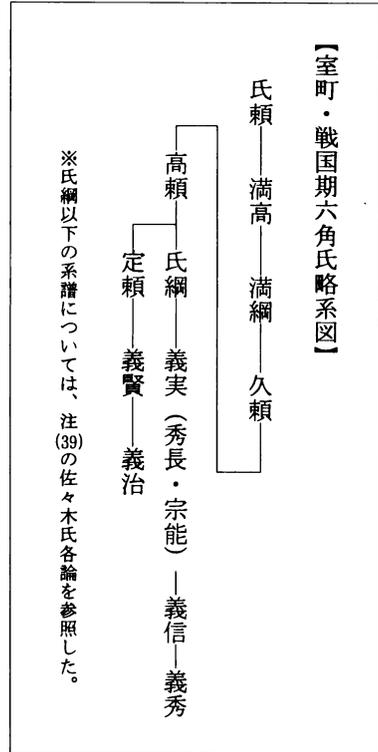
ており、⁽³⁷⁾しかも六角氏の領国近江は妙椿の勢力圏の中心＝美濃国に隣接している。妙椿・高頼ともに西幕府に所属しており、成氏は高頼と姻戚関係を結ぶことにより、高頼の同盟者である斎藤妙椿との関係をより濃密にしようとしたとは考えられないであろうか。筆者は、足利成氏が高頼に娘を嫁がせた可能性をその辺りに強く感じるのである。

以上のように、足利成氏の娘と六角高頼との間に婚姻関係が成立した可能性については、当時の政治情勢から分析してみた限りでは、典拠史料の信憑性に問題があるものの、婚姻が歴史的事実であった可能性は多分に残されているものと推定した。

では、最後に、両者における姻戚関係成立の痕跡が、六角氏権力内部の問題として残されていないかをみてみることにする。具体的には高頼の嫡子六角氏綱に注目する。

氏綱は高頼の嫡子で、明応元年(一四九二)頃の生まれとされ、永正年間(一五〇四～一五二〇)初頭には父高頼から家督を相続し、六角氏当主として活動している。しかし永正一五年(一五一八)には、父に先立ち死去してしまふ。⁽³⁸⁾氏綱には子がなく、その没後、家督は弟の定頼が相続し、以後六角氏の惣領職は定頼の系統に引き継がれていったと従来は考えられてきた(室町・戦国期六角氏略

【室町・戦国期六角氏略系図】



系図」参照。

しかし、近年、佐々木哲氏らにより、実は氏綱には子供がいて、六角氏の家督はその氏綱の子孫らに伝えられており、氏綱の弟定頼に始まる系統は氏綱の子らが幼少にして家督相続を繰り返したことにより、代々その後見人の地位に就任していたに過ぎない系統であったという新説が提唱されている(略系図参照)⁽³⁹⁾。佐々木氏の説をとれば、定頼の子孫は代々家督の後見という地位に甘んじていたが、それは氏綱流の家督が成人する前に、常に幼少の家督に交代させて、六角氏権力の実権は定頼流が掌握していた、ということになる。ここに氏綱流と定頼流との間に六角氏権

力内部での主導権をめぐっての権力闘争があった可能性を指摘できるのではないだろうか。そのように考えた場合、なぜ定頼流、特に定頼は、幼少の家督に成り代わり、家督篡奪の挙に出なかったのかという疑問が残る。しかも定頼は自分の子孫にも六角氏家督を相続させようとはしなかったということになるのである。その点、定頼のこのような態度は、先に見た定頼の父高頼と足利成氏の娘との婚姻に起因するものと考えたらいかがであろうか。

そこで氏綱の母親が足利成氏の娘であった可能性を考えたいのである。⁽⁴⁰⁾ 当時成氏の娘が高頼に嫁いでいたとしたならば、その家格(関東公方家)の高さから高頼の正妻となつた可能性は高い。そのように推定し、さらに高頼の嫡子氏綱の母親であったとしたならば、氏綱の「氏」の字は、外祖父に推定される成氏は明応六年に死去してしまふので可能性はないが、その嫡子で関東公方家を継承した政氏(氏綱の叔父になるか)からの偏諱ということも考えられるからである。また、たとえ成氏の娘が氏綱の実母ではなかったとしても、家格の高さから少なくとも氏綱の父高頼の正妻であった可能性が高いことはすでに指摘し

た。その場合、氏綱は正妻（成氏娘）の実子でなかったとしても、長男＝嫡子として育てられ、由緒ある関東公方家の通字「氏」の字を与えられたという可能性も捨てきれないのではないだろうか。しかも、このような推定が許されるならば、定頼流は氏綱流の血筋の良さゆえ家督篡奪＝氏綱流の根絶がでなかつたのでは、という一つの推定が成り立つのである。

以上、本章においては、推論に推論を重ねた感が強いが、当時の政治的状況や六角氏権力内部の問題をふまえると、足利成氏の娘と六角高頼とが婚姻を取り結んだ可能性が十分にあるということも推定した。また、六角氏権力内部において、高頼の嫡子氏綱およびその子孫の存在に着目し、成氏の娘と高頼との間に婚姻関係が成立していたと考えた方が、定頼流が氏綱流家督の補佐役に代々徹した理由を説明できる可能性があることをも指摘した。

おわりに

享徳の乱は、文明九年にまず成氏と関東管領上杉氏との間に講和が成立し、次いで文明一四年に成氏と幕府との間に和睦が成立することにより終結する。また応仁・文明の乱は、文明九年に西幕府が諸大名の領国下向に伴い解散と

なり、東西幕府の対立状況は止揚され終結する。

両乱はほぼ同時期に、東国・西国にまたがるほとんど全国的な規模で展開し、その中で様々な権力による対立・提携の構図が描かれてきた。そしてその最終的な構図が、文明三年の段階で成立する、東幕府（後土御門天皇・足利義政）―関東府（足利政知・関東管領上杉顕定）体制対西幕府（小倉宮皇子・足利義視）―関東府（足利成氏）体制という、対立する両陣営がともに当時の最高権威である「天皇」を擁した政治的対立構造が現出したのである。確かに西幕府における南朝末裔小倉宮皇子の奉戴はわずかな期間のことであったが、天皇権威をも巻き込んだ対立構造は、あたかも南北朝の対立が再来したかのごとくであり、いわば究極の両極的対立構造であった。

このような、当時の日本全国を二分する政治的対立構造が生じる原動力となったのは、享徳の乱を起こしたことにより、治罰の論旨を受け朝廷の敵となった足利成氏による朝敵化の克服＝関東公方たる自己の地位は「天子ノ御代官」（幕府の將軍と関東公方は身分的には対等）であるという正当性の回復のための一連の行動に一因を求められると思われる。成氏は朝敵のレッテルを剥がすためならいかなる手段をも用いたと考えられ、そこに享徳の乱開始直

後における後南朝との提携の可能性や、西幕府の六角高頼のもとに自分の娘を嫁がせ、近江の六角氏との姻戚関係成立を梶子に西幕府方（特に美濃の斎藤妙椿）との関係強化を図った可能性が見え隠れしはしないだろうか。すなわち、享徳の乱以降の東国・西国における政治的対立構造の成立・展開において、足利成氏による関東公方¹¹「天子ノ御代官」たる地位の正当性回復運動がそれらを規定する重要な要素となっていたのである。このような考え方は、当該期の幕府政治が、享徳の乱以降の対関東政策、すなわち成氏征討政策における幕閣内部での対立に規制されていたという、幕府側からの視点による家永氏の主張⁽⁴⁾に対して、関東府権力側からの対幕府政策という視点に立ち当該期の政治史への理解を深める立場から生じたものである。この二つの視点は表裏の関係にあり、両面からの考察が必要であることは言うまでもない。

なお残された課題も多いが、紙面の都合上、一先ず擲筆することにする。本稿においては、特に第二・三章において、従来ほとんど等閑視されていた歴史的事項に関して状況証拠からの推論を重ねた感が強く、今後大方の御叱正をいただければ幸いである。

注

- (1) 享徳の乱に関する研究は多数あるので、ここでは内容的に本稿と関わりが深いもののみをあげる。渡辺世祐「都鄙和睦について」(『史学雑誌』第二七編六号、一九一七年)、佐藤博信「足利成氏とその文書」(『日本歴史』第三〇八号、一九七四年)・「足利成氏とその時代」(同「古河公方足利氏の研究」(校倉書房)所収、一九八九年)・「享徳の大乱の諸段階―武蔵の場合を中心に―」(同「中世東国の支配構造」(思文閣出版)所収、一九八九年)、久保賢司「享徳の乱における古河公方方の戦略的配置と御旗」(古河歴史博物館紀要「泉石」第四号、一九九八年)、阿部能久「享徳の乱と関東公方権力の変質」(『史境』第四七号、二〇〇三年)、拙稿「古河公方袖加判申状からみる関東足利氏権力の変遷―足利成氏袖加判申状を中心に―」(『古文书研究』第五八号、二〇〇四年)など。
- (2) 応仁・文明の乱についても内容的に本稿に関係するもののみ取り上げる。まず応仁・文明の乱における「二つの幕府」の存在が初めて提唱されたのが、百瀬今朝男「応仁・文明の乱」(『岩波講座 日本歴史』中世4、一九七六年)である。そして百瀬氏の東西両幕府論をより深めたのが、本稿においても扱るところ大である家永遵嗣「室町幕府將軍権力の研究」(特に第二部以下)(『東京大学日本史学研究成果』1、一九九五年)であろう。家永氏に至り、応仁・文明の乱における「二つの幕府」の対立・並存構造は定説の

位置を占めたといえよう。なお、同乱に関する基礎的事項に関しては、近年相次いで刊行された桜井英治『室町人の精神』（第六・七章）（講談社、二〇〇一年）、榎原雅治編『日本の時代史11 一揆の時代』（同執筆分）（吉川弘文館、二〇〇三年）の両著を参照のこと。

(3) 室町時代に東国を支配した統治機関は「鎌倉府」や「関東府」と称されることがあり、これは研究者により異なるようである。筆者は「鎌倉府」という名称は、府の成立期から永享の乱までの関東府を指すニュアンスが強いものであり、文安年間に関東府が再興され、享徳の乱により時の公方成氏が古河に遷った以降の、いわゆる「古河公方府」は全く視野に入れられていない感が強いと考える。成氏が古河に移座した後、関東足利氏自体は戦国末期まで存続するが、筆者は統治機関としての関東府も戦国末期まで存続していたと考えるわけではない。しかし、少なくとも成氏の子政氏、その子高基の代頃までは、支配領域的にも、機関的にも矮小化の一途を辿りながらも「古河公方府」は統治機関として存続していたものと考えている。よって、南北朝の足利氏勃興期から、將軍家とは分かれて東国を統治していた関東足利氏の東国支配機構を指す場合は「鎌倉府」では狭義であり、「鎌倉府・古河公方府」の時代を包摂する広義の用語として「関東府」という言葉がふさわしいものと考え、本稿において使用している。

(4) 江の島合戦については、近年、阿部能久「江の島合戦と

享徳の乱と応仁・文明の乱（和氣）

足利成氏の関東府再建構想」（歴史人類）筑波大学歴史・人類学系、第三二号、二〇〇四年）がた。

(5) 『鎌倉年中行事』・「成氏年中行事」ともいう。『群書類従 第二二部 武家部』所収。また佐藤博信「殿中以下年中行事」に関する一考察」（『民衆史研究』第一〇号、一九七二年）を参照のこと。

(6) 佐藤博信「戦国期における東国国家論の一視点」（一九七九年度歴史学研究別冊）青木書店、一九七九年）にすでに指摘がある。

(7) 『康富記』享徳四年三月三〇日条。治罰の編旨の下賜は同年一月となる（『康富記』康正元年二月二七日条）。

(8) 今谷明「戦国大名と天皇」（福武書店、一九九二年）第一章参照。このほか富田正弘「嘉吉の変以後の院宣・編旨——公武融合政治下の政務と伝奏——」（小川信編『中世古文学の世界』所収、一九九一年）にも治罰の編旨についての言及がある。あわせて参照のこと。

(9) 足利政知は新しい関東公方として京から東国に下向してきたが、箱根の山を越えられず伊豆岡の堀越（現静岡県韭山町）に留まったので後に「堀越公方」・「伊豆御所」と称されたことは周知の事実である。つまり政知はあくまでも身分的には関東管領上杉氏が新たに奉戴すべき新関東公方であったということを、確認のため、一応付記しておく。

また、一方で、朝敵とされた成氏はすでに関東公方ではなく、③ではそのことを示すために「成氏」とだけ表記し

た。

(10) 注(2) 諸論を参照のこと。

(11) 義視擁立以前から、將軍不在の西軍に身を投じていた当時の管領職にあつた斯波義廉が、管領が將軍から全権を委任されたという虚構のもとに管領下知状を発給している事実がある。また大内政弘上洛の頃から、西軍諸大名による連署状を最高意思決定文書として用いていたことも知られている(注(2) 桜井氏著書三二二―三二六頁参照)。すなわち開戦当初の將軍不在の西軍に西幕府においては、對東軍の政治的戦略において、將軍の直状に代わる最高意思決定文書が発給できないというジレンマがあつたのである。先に見たごとく、義視擁立以前から一応は幕府としての体裁を整えようと努力していたが、それは場当たりのな対応に過ぎなかつたのである。

(12) 『大乘院寺社雜事記』文明三年閏八月九日条。なお、この間の経緯、特に後南朝の動きに関しては、森茂暁『闇の歴史、後南朝―後醍醐流の抵抗と終焉―』(角川書店、一九九七年)に詳しい。

(13) この間の経緯に関しては、注(2) 家永氏著書第二部第一章第三節を参照のこと。

(14) 注(1) 佐藤氏各論参照。

(15) 佐藤氏注(1)「足利成氏とその時代」、家永氏注(2) 著書第二部第一章第四節第三項参照。ただし佐藤氏は史料一を応仁元年に、家永氏は同二年に比定している。筆者の

力量では判断しかねるが、本稿ではひとまず家永氏の説に拠ることとする。

(16) 『古河市史 資料 中世編』第三四二号。

(17) 『古河市史 資料 中世編』第二五九号。

(18) ⑥における「新関東府」・「旧関東府」という呼称は、本稿における論の展開の便宜上、筆者がつけたものである。新・旧の区別は、古河移座後の成氏の政権は享徳の乱以前の関東府体制を引き継ぐものとして捉えているので「旧」とし、新たに京都將軍の御連枝を新公方に迎えた方を「新」としたことを一応ここでお断りしておく。

(19) あるいは小倉宮皇子擁立以前に西幕府と和睦していた成氏側から、和睦の条件として後南朝末裔の擁立があげられていた可能性もあるのではないだろうか。確かに成氏側が京都幕府との和睦・提携を渴望していたのは事実であるが、西幕府側も乱の長期化を視野におけば関東の勢力と提携することにより全国政権としての体裁を整えることは最優先課題であつたはずである。何より天皇擁立よりも関東との和睦の方が先であつた事実が示唆的ではなからうか。

(20) 享徳の乱中、成氏側に上杉氏に代わる関東管領が置かれたという事実は現在のところ判明していない。勝守すみ編『長尾氏の研究』(名著出版、一九七八年)によれば、文明一四年(一四八二)の都鄙和睦の事前交渉時に、成氏は、当時関東管領上杉氏勢力から離脱し独自の勢力を築いていた山内上杉氏の家宰家の出身である長尾景春と結び、

この景春を管領名代として京都との和陸交渉を進めさせている事実（『古河市史』資料 中世編「第二九一号」）が指摘されている。しかし、本稿⑦では空白とした。

(21) 注(12) 森氏著書参照。

(22) 注(12) 森氏著書一九八二〇二頁参照。

(23) 『康富記』享徳四年二月二十九日条。

(24) 注(12) 森氏著書二〇二二〇五頁参照。

(25) 村田正志「忠義王文书を訪ねて」（『村田正志著作集』第一巻、思文閣出版、一九八三年。ただし初出は『日本歴史』三八〇号、一九八〇年）。

(26) 『兵庫県史』資料編 古代補遺・中世九「所収」上月文書 第四六号。

(27) 本文書に関しては、注(25) 村田氏論文にて紹介されている写真版（村田氏は原本とされる）を参照した。

(28) 森氏は「筆者（森氏）は、現在の古文書学の水準からみて、これらの文書にはなお検討の余地があると思うので、これらが享徳四年時点での南朝皇胤の動向を直接的に示す史料とは考えない。ただ、この年は、前述のように南朝皇胤の動きが活発化した年であるので、そのような歴史的な状況を背景にして、作成されたものではないかと思う。したがって、これらは広い意味での後南朝史研究のための史料たりうると考える。」（注(12) 森氏著書二〇六頁より）とされている。従うべきである。

(29) 『統群書類従』第五輯上、系図部。

享徳の乱と応仁・文明の乱（和氣）

(30) その主なものをあげると『尊卑分脈』・『喜連川判鑑』・『足利家通系図』・『下野喜連川足利家譜』（以上の系図および本稿で問題にしている『古河公方系図』）に関しては『古河市史』資料 中世編（一九八一年）の「系図・過去帳」の解題を参照のこと）や『古河御所之伝』・『足利系図』（以上二点の系図に関しては『群書解題』系譜部一七〇～一七三頁の解題を参照のこと）などがある。

(31) 実は、足利成氏の娘と六角高頼との間の婚姻については、すでに佐々木哲氏による指摘がある（『戦国大名関閩事典』第二巻、「六角氏」〔佐々木氏執筆分〕参照）。それによれば、高頼の正妻は足利成氏の娘であり、応仁の都鄙和睦の頃に両者の婚姻が成立したとし、高頼の嫡子氏綱の母は成氏の娘であったとされている。しかし同書の性格上、佐々木氏の説には論証や典拠史料の提示がなく、また管見のかぎりでは、氏の説のもととなる論文等を目にすることはできなかった。よって、本稿では氏の説と筆者の論証とで重複する部分が生じていると思われるものの、拙論においてあらためて論証するという立場から論を進めていきたい。

(32) 『本土寺過去帳』（『千葉県史料 中世編 本土寺過去帳』三〇五頁）晦日の項。

(33) 『近江蒲生郡志』巻二（滋賀県蒲生郡役所、一九二二年）所収「佐々木六角系図」ほかを参照のこと。

(34) この間の六角氏の歴史的経緯に関しては、主に畑井弘

- 『守護領国体制の研究—六角氏領国に見る畿内近国の発展の特質—』（吉川弘文館、一九七五年）、下坂守「近江守護六角氏の研究」（『古文書研究』第二二号、一九七八年）、田中政三「近江源氏」第二・三卷（弘文堂書店、一九八一・二年）、『八日市市史』第二卷・中世（第三章、下坂守氏執筆分）、一九八三年）、宮島敬一「戦国期社会の形成と展開」（吉川弘文館、一九九六年）などを参照のこと。
- なお、近年の近江六角氏に関する論文・著書等に関しては、滋賀県立安土城考古博物館開設一周年記念展・平成一四年度秋季特別展「近江源氏と沙沙貴神社—近江守護佐々木一族の系譜—」（二〇〇二年）の「主要参考文献」の項を参照のこと。
- (35) この間の経緯に関しては林屋辰三郎「佐々木尊誉—南北朝の内乱と太平記の世界」（平凡社、一九七九年）などを参照のこと。
- (36) 注（2）家永氏著書第二部第一章第四節第三項を参照のこと。
- (37) 『大乘院寺社雑事記』文明四年一〇月二三日条。
- (38) 氏綱に関する歴史的事実については、『近江蒲生郡志』巻二・九に多くを拠った。また『大日本史料』第九編之八、永正一五年七月九日の項も合わせて参照のこと。
- (39) 佐々木哲「六角氏系図の研究—六角義実の实在に関する考察—」（『ぐんしよ』再刊第一二号、一九九一年）、「万松院殿穴太記」作者と六角氏」（『ぐんしよ』再刊第三四号、一九九六年）、「鹿苑日録」に見る六角義実の事績」（『戦国史研究』第二〇号、一九九〇年）、「天文期六角氏の系譜の研究—六角氏綱の子孫の实在について—」（『戦国史研究』第三〇号、一九九五年）、廣江正幸「畠山家譜」にみえる六角義実、義秀について」（『ぐんしよ』再刊第六〇号、二〇〇三年）など。
- (40) 氏綱の母が成氏娘であったということは、前述のごとく、すでに佐々木氏により断定されている（注（31）参照）。ただし『大日本史料』第九編之八、永正一五年七月九日の項所収の「米原文書、佐々木米原氏世系之図」には高頼の子近綱（＝氏綱）の母は「山名氏」とある。本稿においては氏綱の母は確定できないという立場をとるものである。
- (41) ただし、氏綱以前の六角氏当主に「氏」の字を冠する人物が皆無であったというわけではない。例えば、高頼の四代前、南北朝に活躍した六角氏頼という名の人物もいるので、関東足利氏からの偏諱ではなくとも、「氏」の字を实名に使用する可能性もあつたことを、ここで指摘しておく。
- (42) 注（2）家永氏著書第二部